

日医発第1436号（保険）
令和6年11月20日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

保険医療機関等電子申請・届出等システムのご利用案内の送付について

保険医療機関等から地方厚生(支)局等に届け出ている申請・届出の一部につきましては、オンラインでの申請・届出が可能となっておりますが、今般、厚生労働省より、改めてオンラインでの申請・届出に利用する「保険医療機関等電子申請・届出等システム」のご利用案内を保険医療機関等に郵送されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

これまでオンラインでの申請・届出をご利用いただくためには、保険医療機関等が各自で初期登録の手続きを行い、ユーザID及び初期パスワードの発行を受ける必要がありましたが、厚生労働省保険局医療課から保険医療機関等に対し、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」のユーザID及び初期パスワードをご利用案内に記載したものが郵送されることになっております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

保険医療機関等電子申請・届出等システムのご利用案内の送付について
(令6.11.18 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和6年11月18日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

保険医療機関等電子申請・届出等システムのご利用案内の送付について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

保険医療機関等から地方厚生（支）局等に届け出ている申請・届出の一部については、オンラインでの申請・届出が可能となっておりますが、今般、改めてオンラインでの申請・届出に利用する「保険医療機関等電子申請・届出等システム」のご利用案内を保険医療機関等に郵送させていただくこととしました。

これまでオンラインでの申請・届出をご利用いただくためには、保険医療機関等が各自で初期登録の手続きを行い、ユーザID及び初期パスワードの発行を受ける必要がありましたが、当課から保険医療機関等に対して「保険医療機関等電子申請・届出等システム」のユーザID及び初期パスワードをご利用案内に記載して郵送いたします。

つきましては、別添団体各位におかれましても、ご案内するご利用案内等をご確認の上、オンラインでの申請・届出を是非ご活用いただきたく、関係者に周知を図られますようお願い申し上げます。

記

1. 送付対象保険医療機関等

診療報酬のオンライン請求（令和6年10月請求分（9月診療分））を行った保険医療機関等のうち、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」のユーザID未発行の保険医療機関等

2. ご利用案内 郵送物一式

別添1のとおり、ご利用案内等を郵送いたします。

3. 郵送スケジュール

別添2のとおり、11月下旬から順次、全国の保険医療機関等に対してご利用案内等を郵送いたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

N--8---N
 N--25-----N
 N--25-----N
 N--25-----N
 N--25-----N
 N--25-----50-N
 N--25-----N
 N--25-----50-N
 N--25-----N
 N--25-----50-N
 N--25-----N
 N--25-----50-N
 N--25-----N△様



M>>>8>>M



9999999999999999

9999999999999999△99999△99999△99XXX



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
 保険局医療課

地方厚生(支)局あて申請・届出にオンライン申請がご利用いただけます

医科・歯科・薬局の保険医療機関等(以下、「保険医療機関等」といいます。)の皆様が地方厚生(支)局等に紙で届け出ている申請・届出の一部については、オンラインでの申請・届出が可能となっています。

この度、広く保険医療機関等の皆様にオンラインでの申請・届出をご利用いただけるよう、診療報酬のオンライン請求(令和6年10月請求分(9月診療分))を利用された保険医療機関等の皆様に、「保険医療機関等電子申請・届出等システム」のユーザIDおよび初期パスワードを発行させていただくことといたしました。

ぜひこの機会に、オンライン申請のメリットを経験していただき、積極的なご利用をお願いいたします。

重要

2ページにユーザID・初期パスワードがあります。

～オンライン申請の3つのメリット～

1 いつでもオンライン申請できる

サービス時間内(月曜日～土曜日(8時～21時))であれば、いつでも申請・届出が可能です。また、オンライン申請した内容は、受付・審査状況等の確認が可能です。

2 時間・期間・費用が効率化できる

紙の申請様式を作成する時間や郵送期間が不要となります。また、郵送費用が節約でき、ペーパーレス化を図ることが可能です。

3 再提出のリスクが軽減できる

入力漏れや入力誤り、計算誤り等の不備について、システムが入力チェックを行うため、再提出のリスクを軽減することが可能です。

※「保険医療機関等電子申請・届出等システム」とは、保険医療機関等が地方厚生(支)局等に紙で届け出ている申請等について、オンラインで申請等することを可能とするシステムです。



保険医療機関等電子申請・届出等システム

利用者様の声

「保険医療機関等電子申請・届出等システム」を実際に利用いただいた保険医療機関等様のお届けします。



【3】ご使用の端末から「保険医療機関等電子申請・届出等システム」に接続できない場合の原因切り分け手順



【5】よくあるお問い合わせ(2 / 2)

Q8	<p>保険医療機関等電子申請・届出等システムのログイン画面にてログインボタンが押せない等ログインできない場合の対処方法を教えてください。</p>
A8	<p>使用されるブラウザのJavaScriptが無効になっている可能性があります。本システムを「信頼済みサイト」に登録する必要があると考えられますので以下の手順を実施ください。</p> <p>【Windows10もしくはWindows11での『信頼済みサイト』への登録方法の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「コントロールパネル」から「インターネットオプション」をクリックし「インターネットのプロパティ」を開く ②信頼済みサイトへの登録 <ol style="list-style-type: none"> 1. 「インターネットのプロパティ」画面内の「セキュリティ」タブをクリック 2. 「セキュリティ設定を表示または変更するゾーンを選択してください。」内から、「信頼済みサイト」をクリックし、ウインドウ中央右付近の「サイト」をクリック 3. 「このWebサイトをゾーンに追加する」に以下のアドレスを入力し、右側「追加」ボタンをクリック (アドレス: https://healthinsurance.mhlw.go.jp) 4. 下部「このゾーンのサイトにはすべてサーバーの確認(https:)を必要とする」のチェックを外し、「閉じる」ボタンをクリック 5. 「OK」ボタンをクリック
Q9	<p>医療機関コード、点数表区分(医科・歯科・調剤)に変更があった場合の手続き方法を教えてください。</p>
A9	<p>現在のユーザIDにおけるシステム利用終了のお手続きと、新たな医療機関コード、点数表区分(医科・歯科・調剤)におけるユーザIDおよび初期パスワード発行のお手続きが必要となります。 ※医療機関等の移転についても同様の対応となります。</p> <p>【医療機関コード、点数表区分(医科・歯科・調剤)の変更に伴うお手続き方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①旧医療機関コード、旧点数表区分のシステム利用終了手続きを実施 ⇒「様式5_利用終了届出」のご提出 ②新医療機関コード、旧点数表区分のシステム利用開始手続きを実施 ⇒「様式1_利用開始届出」のご提出 <p>詳細な申請方法や上記手続きの様式につきましては、各地方厚生(支)局ホームページ掲載の「保険医療機関等電子申請・届出等システム 導入要領」をご確認ください。 ※各地方厚生(支)局ホームページのURLは前頁A5を参照ください。</p>
Q10	<p>入力したURLは正しいにもかかわらず、「https://healthinsurance.mhlw.go.jp/auth/login/login.html」にアクセスできないときの対処方法を教えてください。</p>
A10	<p>使用される端末の接続設定が不足している可能性がございます。以下の手順にて接続設定を追加していただき、本システムへアクセス可能かご確認をお願いいたします。</p> <p>【Windows10もしくはWindows11での本システムにおけるドメイン追加方法の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「スタート」をクリックし、「設定」をクリックします。 2. 「設定」ウインドウ内「ネットワークとインターネット」をクリックします。 3. 「ネットワークとインターネット」の左部にございます「プロキシ」をクリックします。 4. 「手動プロキシ セットアップ」内の「アドレス」の入力内容に「proxy.base.oqs-pdl.org」もしくは「proxy.healthcare-on-demand.jp」が含まれることを確認してください。 5. 上記4.で「proxy.base.oqs-pdl.org」もしくは「proxy.healthcare-on-demand.jp」が含まれていた場合、「次のエントリで始まるアドレス以外にプロキシサーバーを使います。エントリを区切るにはセミコロン(;)を使います。」の項目の入力内容の末尾にセミコロン(;)を入力した後、本システムのドメイン「healthinsurance.mhlw.go.jp」を追加してください。 <p>上記4.の手順にて「proxy.base.oqs-pdl.org」もしくは「proxy.healthcare-on-demand.jp」が含まれていなかった場合、または上記対応でもアクセスできない場合は、ルーター等のネットワーク機器、またはレセコンの設定で「保険医療機関等電子申請・届出等システム」に接続できない可能性があります。レセコンのベンダー様、もしくはルーター等を設置されたネットワーク事業者様へ接続設定についてご確認ください。</p>

郵送スケジュール

都道府県名	郵送物到着日途
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	令和6年11月下旬ごろ
茨城、栃木、群馬、埼玉	令和6年12月上旬ごろ
千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野	令和6年12月下旬ごろ
東京	令和7年1月中旬ごろ
神奈川、岐阜、静岡	令和7年1月下旬ごろ
愛知、三重、兵庫	令和7年2月中旬ごろ
滋賀、京都、大阪	令和7年2月下旬ごろ
奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	令和7年3月中旬ごろ
福岡、佐賀、熊本、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	令和7年3月下旬ごろ